

職業安定分科会(第 206 回)	資料2-2
令和6年3月 22 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 概要（教育訓練給付関係）

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

1. 改正の趣旨

（1）受給資格確認票等の提出期限の緩和

- 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「規則」という。）において、受講予定者は、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練（以下「特定一般教育訓練等」という。）に係る教育訓練給付金（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 60 条の 2）の支給申請に当たり、訓練前キャリアコンサルティングを経て作成されたジョブ・カード等を添えて、訓練開始日の 1 か月前までに、受給資格確認票を管轄ハローワークの長に提出することが義務づけられている。
- 提出期限を訓練開始日の 1 か月前までとしているのは、受給資格の審査に当たっては、支給要件期間等の要件を充足しているか否かの確認に加え、訓練前キャリアコンサルティングが適切に実施されているか、訓練前キャリアコンサルティングを踏まえた講座選択となっているか等についても確認を行うこととしており、このために一定の期間を確保する必要があるとの考えによるものである。
- しかし、専門実践教育訓練が創設されてから約 10 年が経過し、ハローワークにおいて審査の実績やノウハウが蓄積され、審査のために 1 か月の期間を確保する必要性が低下していることから、より多くの労働者が、適切なタイミングで、教育訓練給付等を活用しながら教育訓練を受けることを可能にする観点から、受給資格確認票の提出期限を緩和し、教育訓練を開始する日の 14 日前までとすることとする。
- 加えて、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金と同一の様式で手続を行う教育訓練支援給付金についても同様に、受給資格確認票の提出期限を専門実践教育訓練を開始する日の 14 日前までとすることとする。

（2）教育訓練給付金に係る訓練前キャリアコンサルティングの留意事項の追加

- 規則において、特定一般教育訓練等に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者（以下「受講予定者」という。）は受給資格確認において、一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書（ジョブ・カード）を提出することとされている。
- この一定の要件は告示^(※1)で定められており、他の要件に加えて、「・・・特定一般教育訓練若しくは・・・専門実践教育訓練を行う法人若しくは団体に雇用されていない者又は当該法人若しくは団体の役員でない者」であることを求めている。
その趣旨は、キャリアコンサルタントが、自身が利害関係を有する法人等の提供する特定一般教育訓練等へ受講予定者を不当に勧誘することを未然に防ぐことである。

- 労働者のリ・スキリングを推進するため、教育訓練給付の拡充や、指定講座の拡大、給付制度利用者の増加を図っていくこととしている^(※2)が、現行の要件は、これらの取組の阻害要因として働く可能性がある。
- このため、告示を改正して上記の要件を廃止することとする一方、「受講予定者の適切な訓練選択につながるよう支援すること」「自社が行う特定一般教育訓練等へ誘導しないこと」を訓練前キャリアコンサルティング実施上の留意事項として規則に明記することとする。

※1 平成26年厚生労働省告示第308号。

※2 昨年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」では、「リ・スキリングによる能力向上支援」を三位一体の労働市場改革の三本柱の一つと位置づけた上で、

- ・ 教育訓練給付について、給付率等の拡充を検討するとともに、適切な訓練の選択ができるよう、事前に、在職者へのコンサルティングと、リ・スキリングの内容の妥当性の確認を行うこと、
 - ・ キャリアコンサルタントの役割の強化を図り、適切なキャリアコンサルティングが行えるよう環境整備を行うこと、
- 等の方向性が示されている。

2. 改正の概要

- 規則第101条の2の11の2、第101条の2の12及び附則第27条を改正し、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票（様式第33号の2の2）の提出期限について、「訓練開始日の1か月前まで」から「訓練開始日の14日前まで」とする。あわせて、様式第33号の2の2の第2面の注意書き中の受給資格確認票の提出期限に関する記載を改正する。
- 規則第101条の2の11の2及び第101条の2の12を改正し、訓練前キャリアコンサルティング実施上の留意事項（適切な講座選択につながるよう支援すること及び不当な勧誘を行わないこと）を規定する。

3. 根拠条項

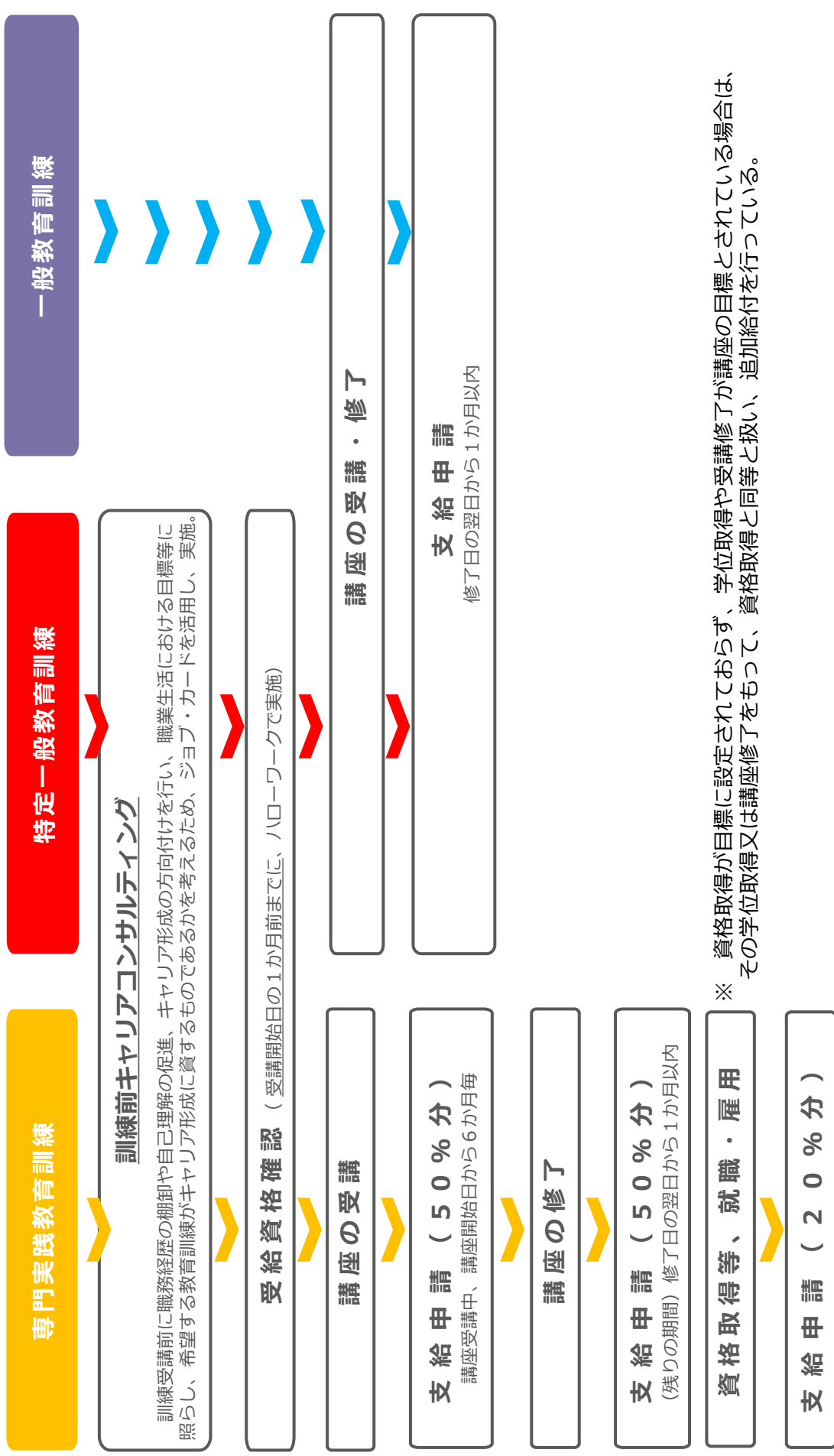
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2、第82条及び附則第11条の2

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年3月下旬（予定）
- 施行期日：令和6年4月1日

教育訓練給付金の支給手続の流れ

- 専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練の教育訓練給付金の受給申請者は、訓練の実施前に、キャリアコンサルティングを受ける必要がある。
- 特定一般教育訓練及び一般教育訓練は、受講修了後一括申請。
- 専門実践教育訓練は、6か月ごとに申請。訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合には、雇用された日の翌日から1か月以内に追加支給分を申請。



3

「 1 年 以 内 」

※ 資格取得が目標に設定されておらず、学位取得や受講修了が講座の目標とされている場合は、その学位取得又は講座修了をもって、資格取得と同等と扱い、追加給付を行っている。